

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県旅館業法施行細則の一部を改正する規則	生 活 衛 生 課
○長崎県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則	〃
○クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	〃
○長崎県理容に関する規則の一部を改正する規則	〃
○長崎県美容に関する規則の一部を改正する規則	〃
○長崎県興行場に関する規則の一部を改正する規則	〃
○長崎県食品衛生に関する規則の一部を改正する規則	〃
○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則	〃
◎ 告 示	
・保安林の指定の予定（3件）	林 政 課
◎ 公 告	
・落札者等	税 務 課
・土地改良区の定款変更の認可	農 村 整 備 課

規 則

長崎県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年12月8日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第29号

長崎県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

長崎県旅館業法施行細則（平成12年長崎県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p><u>（譲渡による地位の承継）</u></p> <p>第5条 省令第1条の3第1項に規定する申請書は、<u>旅館業営業承継（譲渡）承認申請書（様式第4号）</u>によるものとする。</p> <p>2 知事は、前項の申請書を受理し、承認することが適当と認めるときは、<u>旅館業営業承継（譲渡）承認書（様式第5号）</u>を申請者に交付するものとする。</p> <p>（合併又は分割による地位の承継）</p> <p>第6条 省令第2条第1項に規定する申請書は、<u>旅館業営業承継（合併）承認申請書（様式第6号）</u>又は<u>旅館業営業承継（分割）承認申請書（様式第6号の2）</u>によるものとする</p>	<p>（合併又は分割による地位の承継）</p> <p>第5条 省令第2条第1項に規定する申請書は、<u>旅館業営業承継（合併）承認申請書（様式第4号）</u>又は<u>旅館業営業承継（分割）承認申請書（様式第4号の2）</u>によるものとする</p>

<p>る</p> <p>2 知事は、前項の申請書を受理し、承認することが適当と認めるときは、旅館業営業承継（合併）承認書（様式第7号）又は旅館業営業承継（分割）承認書（様式第7号の2）を申請者に交付するものとする。</p> <p>（相続による地位の承継の承認申請）</p> <p><u>第7条</u> 省令第3条第1項に規定する申請書は、旅館業営業承継（相続）承認申請書（様式第8号）によるものとする。</p> <p>2 省令第3条第2項第2号に規定する同意書は、旅館業営業者相続同意証明書（様式第9号）によるものとする。</p> <p>3 知事は、第1項の申請書を受理し、承認することが適当と認めるときは、旅館業営業承継（相続）承認書（様式第10号）を申請者に交付するものとする。</p> <p>（変更等の届出）</p> <p><u>第8条</u> 省令第4条の規定による届出は、それぞれ次の各号に定める届出書によるものとする。</p> <p>(1) 第3条、第5条第1項、第6条第1項及び前条第1項の申請書に記載した事項を変更したとき 旅館業営業許可・承継承認申請記載事項変更届（様式第11号）</p> <p>(2) 営業の全部又は一部を停止したとき 旅館業営業停止届（様式第12号）</p> <p>(3) 営業の全部又は一部を廃止したとき 旅館業営業廃止届（様式第13号）</p> <p>（営業者の遵守事項）</p> <p><u>第9条</u> 略</p>	<p>る</p> <p>2 知事は、前項の申請書を受理し、承認することが適当と認めるときは、旅館業営業承継（合併）承認書（様式第5号）又は旅館業営業承継（分割）承認書（様式第5号の2）を申請者に交付するものとする。</p> <p>（相続による地位の承継の承認申請）</p> <p><u>第6条</u> 省令第3条第1項に規定する申請書は、旅館業営業承継（相続）承認申請書（様式第6号）によるものとする。</p> <p>2 省令第3条第2項第2号に規定する同意書は、旅館業営業者相続同意証明書（様式第7号）によるものとする。</p> <p>3 知事は、第1項の申請書を受理し、承認することが適当と認めるときは、旅館業営業承継（相続）承認書（様式第8号）を申請者に交付するものとする。</p> <p>（変更等の届出）</p> <p><u>第7条</u> 省令第4条の規定による届出は、それぞれ次の各号に定める届出書によるものとする。</p> <p>(1) 第3条、第5条第1項及び前条第1項の申請書に記載した事項を変更したとき 旅館業営業許可・承継承認申請記載事項変更届（様式第9号）</p> <p>(2) 営業の全部又は一部を停止したとき 旅館業営業停止届（様式第10号）</p> <p>(3) 営業の全部又は一部を廃止したとき 旅館業営業廃止届（様式第11号）</p> <p>（営業者の遵守事項）</p> <p><u>第8条</u> 略</p>
---	--

様式第2号中「平成」を削る。

様式第11号を様式第13号とし、様式第10号を様式第12号とし、様式第9号を様式第11号とする。

様式第8号中「平成」を削り、「旅館業法第3条の3」を「旅館業法第3条の4第1項」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第7号を様式第9号とする。

様式第6号中「旅館業法第3条の3」を「旅館業法第3条の4第1項」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第5号の2中「平成」を削り、「旅館業法第3条の2」を「旅館業法第3条の3第1項」に改め、同様式を様式第7号の2とする。

様式第5号中「平成」を削り、「旅館業法第3条の2」を「旅館業法第3条の3第1項」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第4号の2中「旅館業法第3条の2」を「旅館業法第3条の3第1項」に改め、同様式を様式第6号の2とする。

様式第4号中「旅館業法第3条の2」を「旅館業法第3条の3第1項」に改め、同様式を様式第6号とする。様式第3号の次に次の2様式を加える。

様式第4号（第5条関係）

旅 館 業 営 業 承 継 （ 譲 渡 ） 承 認 申 請 書

年 月 日

保 健 所 長 様

申請者 (譲受人)	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあっては、名称)	
	生 年 月 日 (法人にあっては、代表者の氏名)	
次のとおり営業者の地位を承継したいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により申請します。		
譲渡人	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあっては、名称)	
	(法人にあっては、代表者の氏名)	
譲 渡 の 予 定 年 月 日		年 月 日
営業施設	名 称	
	所 在 地	
法 第 3 条 第 2 項 各 号 に 該 当 す る こ と の 有 無	有 無	該当するとき はその内容
添付書類	(1) 旅館業の譲渡を証する書類 (2) 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し	

様式第5号（第5条関係）

保衛第 号

旅館業営業承継（譲渡）承認書

年 月 日付で申請があった旅館業の営業の承継については、旅館業法
第3条の2第1項の規定により下記のとおり承認する。

年 月 日

保健所長 印

記

- 1 承 継 者

- 2 営 業 施 設 の 名 称

- 3 営 業 施 設 の 所 在 地

4. 条 件

附 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

長崎県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月8日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第30号

長崎県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

長崎県公衆浴場法施行細則（平成12年長崎県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p><u>(譲渡による地位の承継)</u> 第5条 省令第1条の2第1項に規定する届書は、<u>公衆浴場営業承継（譲渡）届出書（様式第4号）</u>によるものとする。</p> <p>(相続による地位の承継) 第6条 省令第2条第1項に規定する届書は、<u>公衆浴場営業承継（相続）届出書（様式第5号）</u>によるものとする。 2 省令第2条第2項第2号に規定する同意書は、<u>公衆浴場営業者相続同意証明書（様式第6号）</u>によるものとする。 (合併又は分割による地位の承継) 第7条 省令第3条第1項に規定する届書は、<u>公衆浴場営業承継（合併）届出書（様式第7号）</u>によるものとする。 2 省令第3条の2第1項に規定する届書は、<u>公衆浴場営業承継（分割）届出書（様式第7号の2）</u>によるものとする。</p> <p>(変更等の届出) 第8条 省令第4条の規定による届出は、それぞれ次の各号に定める届出書によるものとする。 (1) 第3条の申請書並びに<u>第5条、第6条第1項並びに第7条第1項及び第2項の届出書に記載した事項を変更したとき 公衆浴場営業許可申請・承継届記載事項変更届（様式第8号）</u> (2) 営業の全部又は一部を停止したとき 公衆浴場営業停止届（様式第9号） (3) 営業の全部又は一部を廃止したとき 公衆浴場営業廃止届（様式第10号）</p>	<p>(相続による地位の承継) 第5条 省令第2条第1項に規定する届書は、<u>公衆浴場営業承継（相続）届出書（様式第4号）</u>によるものとする。 2 省令第2条第2項第2号に規定する同意書は、<u>公衆浴場営業者相続同意証明書（様式第5号）</u>によるものとする。 (合併又は分割による地位の承継) 第6条 省令第3条第1項に規定する届書は、<u>公衆浴場営業承継（合併）届出書（様式第6号）</u>によるものとする。 2 省令第3条の2第1項に規定する届書は、<u>公衆浴場営業承継（分割）届出書（様式第6号の2）</u>によるものとする。</p> <p>(変更等の届出) 第7条 省令第4条の規定による届出は、それぞれ次の各号に定める届出書によるものとする。 (1) 第3条の申請書並びに<u>第5条第1項及び前条の届出書に記載した事項を変更したとき 公衆浴場営業許可申請・承継届記載事項変更届（様式第7号）</u> (2) 営業の全部又は一部を停止したとき 公衆浴場営業停止届（様式第8号） (3) 営業の全部又は一部を廃止したとき 公衆浴場営業廃止届（様式第9号）</p>

様式第9号中「長崎県公衆浴場法施行規則第7条」を「公衆浴場法施行規則第4条」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第8号中「長崎県公衆浴場法施行規則第7条」を「公衆浴場法施行規則第4条」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第7号を様式第8号とする。

様式第6号の2を様式第7号の2とする。

様式第6号を様式第7号とし、様式第5号を様式第6号とし、様式第4号を様式第5号とし、様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号（第5条関係）

公衆浴場営業承継（譲渡）届出書

年 月 日

保 健 所 長 様

届出者 (譲受人)	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあっては、名称)	
	生年月日 (法人にあっては、代表者の氏名)	
次のとおり営業者の地位を承継したいので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。		
譲渡人	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあっては、名称)	
	(法人にあっては、代表者の氏名)	
譲 渡 の 予 定 年 月 日		年 月 日
営業施設	名 称	
	所 在 地	
添付書類	(ア) 営業の譲渡が行われたことを証する書類 (イ) 届出者が法人の場合にあっては、届出者の定款又は寄附行為の写し	

附 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月8日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第31号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和33年長崎県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第3条の2 省令第2条の2第1項に規定する譲渡による営業者の地位の承継の届出は、<u>クリーニング所・無店舗取次店承継（譲渡）届出書（様式第3号の2）</u>によるものとする。</p> <p>2 省令第2条の3第1項に規定する相続による営業者の地位の承継の届出は、<u>クリーニング所・無店舗取次店承継（相続）届出書（様式第3号の3）</u>によるものとする。</p> <p>3 省令第2条の4第1項に規定する合併による営業者の地位の承継の届出は、<u>クリーニング所・無店舗取次店承継（合併）届出書（様式第3号の4）</u>によるものとする。</p> <p>4 省令第2条の5第1項に規定する分割による営業者の地位の承継の届出は、<u>クリーニング所・無店舗取次店承継（分割）届出書（様式第3号の5）</u>によるものとする。</p>	<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第3条の2</p> <p>省令第2条の2第1項に規定する相続による営業者の地位の承継の届出は、<u>クリーニング所・無店舗取次店承継（相続）届出書（様式第3号の2）</u>によるものとする。</p> <p>2 省令第2条の3第1項に規定する合併による営業者の地位の承継の届出は、<u>クリーニング所・無店舗取次店承継（合併）届出書（様式第3号の3）</u>によるものとする。</p> <p>3 省令第2条の4第1項に規定する分割による営業者の地位の承継の届出は、<u>クリーニング所・無店舗取次店承継（分割）届出書（様式第3号の4）</u>によるものとする。</p>

様式第3号の4を様式第3号の5とし、様式第3号の3を様式第3号の4とし、様式第3号の2を様式第3号の3とし、様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2（第3条の2関係）

クリーニング所・無店舗取次店承継（譲渡）届出書

年 月 日

保 健 所 長 様

届出者

次のとおり譲渡により開設者の地位を承継しましたので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

届出者 (譲受人)	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
	氏 名 (法人にあっては、名称)			
	生年月日 (法人にあっては、代表者の氏名)			
譲渡人	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
	氏 名 (法人にあっては、名称)			
	(法人にあっては、代表者の氏名)			
譲 渡 の 年 月 日			年 月 日	
クリーニング所又は無店舗取次店	名 称		電話番号	
	所 在 地			
添付書類	1 営業の譲渡が行われたことを証する書類 2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、クリーニング所にあつては名称、所在地、従業員数及びクリーニング師の氏名を、無店舗取次店にあつては名称、業務用車両の保管場所及び自動車番号若しくは車両番号、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類			

備考 施設所在地については、無店舗取次店にあつては、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所を記載すること。

附 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

長崎県理容に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月8日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第32号

長崎県理容に関する規則の一部を改正する規則

長崎県理容に関する規則（平成13年長崎県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第8条 <u>法第11条の3第2項に規定する譲渡による理容所の開設者の地位の承継の届出は、理容所承継（譲渡）届出書（様式第7号）によるものとする。</u></p> <p>2 <u>法第11条の3第2項に規定する相続による理容所の開設者の地位の承継の届出は、理容所承継（相続）届出書（様式第8号）によるものとする。</u></p> <p>3 <u>法第11条の3第2項に規定する合併による理容所の開設者の地位の承継の届出は、理容所承継（合併）届出書（様式第9号）によるものとする。</u></p> <p>4 <u>法第11条の3第2項に規定する分割による理容所の開設者の地位の承継の届出は、理容所承継（分割）届出書（様式第9号の2）によるものとする。</u></p> <p>(開設検査確認)</p> <p>第9条 知事は、法第11条の2に規定する理容所の構造設備の検査を行い、その構造設備が法第12条の措置を講ずるに適することを確認したときは、当該理容所の開設者に理容所開設検査確認済証（様式第10号）を交付する。</p> <p>(休業及び復業の届出)</p> <p>第11条 保健所長は、その管轄区域内に所在する理容所の開設者が、次の各号のいずれかに該当するときは、10日以内に、それぞれ当該各号に掲げる様式による届書を提出するよう求めるものとする。</p> <p>(1) <u>引き続き30日以上休業するとき 理容業休業届（様式第11号）</u></p> <p>(2) <u>引き続き30日以上休業したのち復業したとき 理容業復業届（様式第12号）</u></p>	<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第8条</p> <p>法第11条の3第2項に規定する相続による理容所の開設者の地位の承継の届出は、理容所承継（相続）届出書（様式第7号）によるものとする。</p> <p>2 法第11条の3第2項に規定する合併による理容所の開設者の地位の承継の届出は、理容所承継（合併）届出書（様式第8号）によるものとする。</p> <p>3 法第11条の3第2項に規定する分割による理容所の開設者の地位の承継の届出は、理容所承継（分割）届出書（様式第8号の2）によるものとする。</p> <p>(開設検査確認)</p> <p>第9条 知事は、法第11条の2に規定する理容所の構造設備の検査を行い、その構造設備が法第12条の措置を講ずるに適することを確認したときは、当該理容所の開設者に理容所開設検査確認済証（様式第9号）を交付する。</p> <p>(休業及び復業の届出)</p> <p>第11条 保健所長は、その管轄区域内に所在する理容所の開設者が、次の各号のいずれかに該当するときは、10日以内に、それぞれ当該各号に掲げる様式による届書を提出するよう求めるものとする。</p> <p>(1) <u>引き続き30日以上休業するとき 理容業休業届（様式第10号）</u></p> <p>(2) <u>引き続き30日以上休業したのち復業したとき 理容業復業届（様式第11号）</u></p>

様式第11号を様式第12号とし、様式第7号から様式第10号までを1様式ずつ繰り下げ、様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第7号（第8条関係）

理 容 所 承 継 （ 譲 渡 ） 届 出 書

年 月 日

保 健 所 長 様

届 出 者

次のとおり譲渡により開設者の地位を承継しましたので、理容師法第11条の3第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

届出者 (譲受人)	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
	氏 名 (法人にあっては、名称)			
	生 年 月 日 (法人にあっては、代表者の氏名)			
譲渡人	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
	氏 名 (法人にあっては、名称)			
	(法人にあっては、代表者の氏名)			
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日		
理 容 所	名 称		電 話 番 号	
	所 在 地			
添付書類	1 営業の譲渡が行われたことを証する書類 2 届出者が外国人の場合にあっては、住民票の写し (住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに 限る。)			

附 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

長崎県美容に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月8日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第33号

長崎県美容に関する規則の一部を改正する規則

長崎県美容に関する規則（平成13年長崎県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第8条 <u>法第12条の2第2項に規定する譲渡による美容所の開設者の地位の承継の届出は、美容所承継（譲渡）届出書（様式第7号）によるものとする。</u></p> <p>2 <u>法第12条の2第2項に規定する相続による美容所の開設者の地位の承継の届出は、美容所承継（相続）届出書（様式第8号）によるものとする。</u></p> <p>3 <u>法第12条の2第2項に規定する合併による美容所の開設者の地位の承継の届出は、美容所承継（合併）届出書（様式第9号）によるものとする。</u></p> <p>4 <u>法第12条の2第2項に規定する分割による美容所の開設者の地位の承継の届出は、美容所承継（分割）届出書（様式第9号の2）によるものとする。</u></p> <p>(開設検査確認)</p> <p>第9条 知事は、法第12条に規定する美容所の構造設備の検査を行い、その構造設備が法第13条の措置を講ずるに適合することを確認したときは、当該美容所の開設者に美容所開設検査確認済証（様式第10号）を交付する。</p> <p>(休業及び復業の届出)</p> <p>第11条 保健所長は、その管轄区域内に所在する美容所の開設者が、次の各号のいずれかに該当するときは、10日以内に、それぞれ当該各号に掲げる様式による届書を当該美容所所在地を管轄する保健所長に提出するよう求めるものとする。</p> <p>(1) <u>引き続き30日以上休業するとき 美容業休業届（様式第11号）</u></p> <p>(2) <u>引き続き30日以上休業したのち復業したとき 美容業復業届（様式第12号）</u></p>	<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第8条</p> <p>法第12条の2第2項に規定する相続による美容所の開設者の地位の承継の届出は、美容所承継（相続）届出書（様式第7号）によるものとする。</p> <p>2 法第12条の2第2項に規定する合併による美容所の開設者の地位の承継の届出は、美容所承継（合併）届出書（様式第8号）によるものとする。</p> <p>3 法第12条の2第2項に規定する分割による美容所の開設者の地位の承継の届出は、美容所承継（分割）届出書（様式第8号の2）によるものとする。</p> <p>(開設検査確認)</p> <p>第9条 知事は、法第12条に規定する美容所の構造設備の検査を行い、その構造設備が法第13条の措置を講ずるに適合することを確認したときは、当該美容所の開設者に美容所開設検査確認済証（様式第9号）を交付する。</p> <p>(休業及び復業の届出)</p> <p>第11条 保健所長は、その管轄区域内に所在する美容所の開設者が、次の各号のいずれかに該当するときは、10日以内に、それぞれ当該各号に掲げる様式による届書を当該美容所所在地を管轄する保健所長に提出するよう求めるものとする。</p> <p>(1) <u>引き続き30日以上休業するとき 美容業休業届（様式第10号）</u></p> <p>(2) <u>引き続き30日以上休業したのち復業したとき 美容業復業届（様式第11号）</u></p>

様式第11号を様式第12号とし、様式第7号から様式第10号までを1様式ずつ繰り下げ、様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第7号（第8条関係）

美 容 所 承 継 （ 譲 渡 ） 届 出 書

年 月 日

保 健 所 長 様

届 出 者

次のとおり譲渡により開設者の地位を承継しましたので、美容師法第12条の2第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

届出者 (譲受人)	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
	氏 名 (法人にあつては、名称)			
	生年月日 (法人にあつては、代表者の氏名)			
譲渡人	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
	氏 名 (法人にあつては、名称)			
	(法人にあつては、代表者の氏名)			
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日		
美 容 所	名 称		電 話 番 号	
	所 在 地			
添付書類	1 営業の譲渡が行われたことを証する書類 2 届出者が外国人の場合にあつては、住民票の写し (住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)			

附 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

長崎県興行場に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月8日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第34号

長崎県興行場に関する規則の一部を改正する規則

長崎県興行場に関する規則（平成12年長崎県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第4条 条例第3条第1項に規定する届出書は、興行場営業承継届出書（様式第4号、<u>様式第5号</u>、<u>様式第6号及び様式第6号の2</u>）によるものとする。</p> <p>2 条例第3条第2項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 譲渡による場合</p> <p>ア <u>興行場の譲渡を証する書類</u></p> <p>イ <u>譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し</u></p> <p>(2) 相続による場合</p> <p>ア 略</p> <p>イ 相続人が2人以上ある場合で、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、興行場営業者相続同意証明書（<u>様式第7号</u>）</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(変更等の届出)</p>	<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第4条 条例第3条第1項に規定する届出書は、興行場営業承継届出書（様式第4号、<u>様式第5号及び様式第5号の2</u>）によるものとする。</p> <p>2 条例第3条第2項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 相続による場合</p> <p>ア 略</p> <p>イ 相続人が2人以上ある場合で、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、興行場営業者相続同意証明書（<u>様式第6号</u>）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(変更等の届出)</p>
<p>第5条 条例第4条に規定する届出は、それぞれ次の各号に定める届出書によるものとする。</p> <p>(1) 条例第2条第1項各号に規定する事項又は条例第3条第1項各号に規定する事項を変更したとき <u>興行場営業許可申請・届出事項変更届（様式第8号）</u></p> <p>(2) 営業の全部又は一部を停止したとき <u>興行場営業停止届（様式第9号）</u></p> <p>(3) 営業の全部又は一部を廃止したとき <u>興行場営業廃止届（様式第10号）</u></p>	<p>第5条 条例第4条に規定する届出は、それぞれ次の各号に定める届出書によるものとする。</p> <p>(1) 条例第2条第1項各号に規定する事項又は条例第3条第1項各号に規定する事項を変更したとき <u>興行場営業許可申請・届出事項変更届（様式第7号）</u></p> <p>(2) 営業の全部又は一部を停止したとき <u>興行場営業停止届（様式第8号）</u></p> <p>(3) 営業の全部又は一部を廃止したとき <u>興行場営業廃止届（様式第9号）</u></p>

様式第9号を様式第10号とし、様式第4号から様式第8号までを1号ずつ繰り下げ、様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号（第4条関係）

興行場営業承継（譲渡）届出書

年 月 日

保 健 所 長 様

申請者 (譲受人)	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあっては、名称)	
	生 年 月 日 (法人にあっては、代表者の氏名)	
次のとおり営業者の地位を承継したいので、興行場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。		
譲渡人	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあっては、名称)	
	(法人にあっては、代表者の氏名)	
譲 渡 の 予 定 年 月 日		年 月 日
営業施設	名 称	
	所 在 地	
添付書類	(1) 旅館業の譲渡を証する書類 (2) 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し	

附 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

長崎県食品衛生に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月8日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第35号

長崎県食品衛生に関する規則の一部を改正する規則

長崎県食品衛生に関する規則（平成12年長崎県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(営業許可の申請)</p> <p>第5条 <u>省令第67条</u>の規定による営業の許可の申請は、営業許可申請書・営業届（新規、継続）（様式第4号）によるものとする。</p> <p>2 <u>法第55条第1項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が当該許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場所の申請は、営業許可申請書・営業届（新規、継続）（様式第4号）により、当該許可の有効期間満了の日の1月前までに行うものとする。</u></p> <p>(許可指令書の紛失届等)</p> <p>第8条 許可業者は、許可指令書を紛失したときは、速やかに許可指令書紛失届（様式第7号）により知事に届け出るものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(営業の届出)</p> <p>第10条 法第57条第1項の規定による営業の届出は、営業許可申請書・届出書（新規、<u>継続</u>）（様式第4号）によるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(営業許可の申請)</p> <p>第5条 <u>省令第67条第1項</u>の規定による営業の許可の申請は、営業許可申請書・営業届（新規、継続）（様式第4号）によるものとする。</p> <p>2 <u>省令第67条第2項の規定による許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場所の申請は、営業許可申請書（様式第4号）によるものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の申請は、当該許可の有効期間満了の日の1月前までに行うものとする。</u></p> <p>(許可指令書の紛失届等)</p> <p>第8条 <u>法第55条第1項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、許可指令書を紛失したときは、速やかに許可指令書紛失届（様式第7号）により知事に届け出るものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(営業の届出)</p> <p>第10条 法第57条第1項の規定による営業の届出は、営業許可申請書・届出書（新規、<u>更新</u>）（様式第4号）によるものとする。</p> <p>2 略</p>

様式第4号を次のように改める。
 様式第4号（第5条、第10条関係）
 別紙1-1

整理番号：
 ※申請者、届出者による記載は不要です。

殿

営業許可申請書・営業届（新規、継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

【裏面（青塗り箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>
営業施設情報	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		<input type="checkbox"/>
	令第13条に規定する食品又は添加物の別	<input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ④マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物（法第13条第0項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング	
	(ふりがな)	資格の種類	
業種に応じた情報	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合	
	① 水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道） ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水		
添付書類	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設		<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)		
営業許可業種	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等	
	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
備考	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
備考			

様式第5号を次のように改める。
 様式第5号（第6条、第10条関係）

別紙4-1

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

殿

地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継（譲渡・相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 □）

※承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	生年月日	年 月 日生
譲渡した者	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄
	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	譲渡した者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	(ふりがな)	
	譲渡した者の住所（法人にあってはその所在地）		
	譲渡年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 譲渡が行われたことを証する書類 （・譲渡契約書等の写し等、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実が最低限確認できるもの。 ・法人成りの場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書等の写し等。）	
被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書（相続人が二人以上いる場合）	
合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）	
分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（分割により営業を承継した法人の登記事項証明書）	

営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
備考			

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第7条、第10条）

【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通別紙2-1

年 月 日

※赤枠内については変更がある項目のみ記載して下さい。

整理番号：

※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

※申請者、届出者による記載は不要です。

殿

営業許可申請書・営業届（変更）

食品衛生法施行規則（第71条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地 (ふりがな)		(生年月日)
	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地 (ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号 (ふりがな)		
	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥	
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する 営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
自動販売機の型番	業態		
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

様式第9号を次のように改める。

様式第9号（第7条、第10条）

【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通別紙3-1

※赤枠内は、必ず記載して下さい。

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

殿

営業許可申請書・営業届（廃業）

食品衛生法施行規則（第71条の2）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名			年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業た種情に報応じ	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
	廃業年月日		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

【裏面（青塗り箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		<input type="checkbox"/>
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 <input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合	
① 水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道）			
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設
	ふぐの処理を行う施設		<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)		
ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等		
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
備考			

附 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月8日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第36号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年長崎県規則第39号）の一部を次のように改正する。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第6条関係）

承 継 届

年 月 日

長崎県知事 様

住 所
氏名又は名称
及び代表者の氏名

食鳥処理業者の地位を承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 地位を承継した年月日
- 2 食鳥処理場の名称及び所在地
- 3 承継の理由 譲渡 ・ 相続 ・ 合併 ・ 分割
- 4 添付書類
(1) 地位を承継した事実を証する書面
(2) 食鳥処理事業許可証

附 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

告 示

長崎県告示第725号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
令和5年12月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
東彼杵郡川棚町猪乗川内郷字貝ノ越1294
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び川棚町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第726号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
令和5年12月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
東彼杵郡川棚町岩屋郷字権十屋敷334の8、字谷山387の15、387の21
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び川棚町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第727号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
令和5年12月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐世保市江迎町赤坂177の21、177の22
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び佐世保市役所に備え置いて縦覧に供する。)

発行
 長崎
 市尾
 上町
 三番
 一号

公 告

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和5年12月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 物品等又は特定役務の名称及び数量
 長崎県県税OCRシステム用機器等の賃貸借及び保守契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
 長崎県総務部税務課（県税システム班）
 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話095-895-2216
- 3 調達方法
 借入等
- 4 契約方法
 一般競争入札
- 5 落札決定日
 令和5年10月31日
- 6 落札者
 長崎県長崎市万才町7-1
 NECキャピタルソリューション株式会社 長崎営業所 長崎営業所長 齋藤 義弘
- 7 落札価格
 14,604,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 8 入札公告日
 令和5年9月19日
- 9 落札方式
 最低価格

電話
 代表
 直通
 表
 (八
 二
 四)
 二
 一
 一
 四

印刷
 所

長崎
 市榑
 島町
 八番
 十二
 号

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和5年7月31日総会議決）を認可した。

令和5年12月8日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 針陽土地改良区
 認可年月日 令和5年11月29日

株式
 会社
 寺ク
 イツ
 ク
 プリ
 ン
 弥ト